

## ○音楽科改訂の基本方針はどうなっているか。

### 1 音楽科改訂の基本方針

- (1) 音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活とのかかわりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。
- (2) 各学校段階の内容の連続性に配慮し、歌唱、器楽、創作、鑑賞ごとに指導内容を示す。
- (3) 音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解するなど表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示し、音や音楽を知覚し、そのよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成を一層重視する。
- (4) 創作活動は、小学校では「音楽づくり」、中・高等学校では「創作」として示す。
- (5) 鑑賞活動は、音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにするとともに、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図る。
- (6) 学校や学年の段階に応じ、我が国や郷土の伝統音楽の指導を一層充実する。

### 2 改善の具体的事項

- (1) 内容を表現領域（「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野）、鑑賞領域及び〔共通事項（新設）〕で構成した。
- (2) 〔共通事項〕については、音楽を形づくっている様々な要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ取ること、音楽に関する用語や記号などを音楽活動と関連付けながら理解することなどを具体的に示した。
- (3) 「創作」については、生徒が、音のつながり方を試しながら短い旋律をつくったり、音素材を選びまとまりを工夫して音楽をつくったりするなど、音を音楽へと構成していく体験を重視するようにした。
- (4) 鑑賞領域においては、音楽に関する言葉などを用いながら、音楽に対して、生徒が、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力を育成するようにした。
- (5) 歌唱については、我が国の伝統的な歌唱の指導を重視するとともに、我が国の自然や四季、文化、日本語のもつ美しさなどを味わうことのできる歌曲を更に取り上げるようにした。
- (6) 歌唱共通教材で示した7曲の中から、各学年ごとに1曲以上を含めて取り扱うこととした。
- (7) 和楽器については、簡単な曲の表現を通して、伝統音楽のよさを一層味わうことができるようにした。
- (8) 合唱や合奏など全員で一つの音楽をつくっていく体験を通して、表現したいイメージを伝え合ったり、協同する喜びを感じたりする指導を重視した。
- (9) 学習全体を通じて、音楽文化の多様性を理解する力の育成を図るとともに、音環境への関心を高めたり、音や音楽が生活に果たす役割を考えたりするなど、音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるように指導するようにする。

